

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 6月 1日～ 令和 9年 5月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対する相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 6年 6月～ 社員への具体的なニーズ調査、検討開始
- 令和 6年 7月～ 運用ルールの検討、相談窓口選定
- 令和 6年 8月～ 運用ルールの決定、パンフレットによる社員への周知

目標2：令和 6年 8月までに、育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和 6年 6月～ 社員への具体的なニーズ調査及び実態の把握
- 令和 6年 7月～ 研修内容の検討
- 令和 6年 7月～ 研修の実施

目標3：令和 6年 10月までに、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 6年 8月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 6年 9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標4：将来的に「育児休業所得率 100%」及び「1カ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し社内の周知を図る。

<対策>

- 令和 6年 11月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 12月～ 制度についてのパンフレットの作成・配布、管理職の研修及び全社員への周知